

平成29年度島根支部収支について

平成30年7月12日 平成30年度第2回評議会

1. 平成29年度島根支部収支

(単位：百万円)

		全国計 (29年度)	島根支部 (29年度)	島根支部 (28年度) 【参考】
収入	保険料収入	8,797,446	51,947	51,583
	一般分	8,795,250	51,934	51,562
	その他収入	16,509	80	117
	債権回収以外	5,112	30	44
	債権回収	11,397	50	73
	計	8,813,955	52,027	51,700
支出	医療給付費（国庫補助を除く）（調整後）	4,511,222	26,784	26,718
	医療給付費（A）－（B）	4,511,222	31,355	31,204
	医療給付費（A）	4,513,199	31,355	31,204
	震災特例分（B）			
	平成27年度の協会手当分（B1）	132	0	0
	波及増分（B2）	1,845	0	0
	年齢調整額	0	▲ 1,221	▲ 1,107
	所得調整額	0	▲ 3,050	▲ 2,928
	激変緩和	0	▲ 300	▲ 451
	現金給付費等（国庫補助等を除く）	388,754	2,272	2,331
	前期高齢者納付金等（国庫補助を除く）	3,287,482	19,216	18,486
	業務経費（国庫補助を除く）	114,239	668	653
	一般管理費（国庫補助を除く）	35,440	207	190
	その他支出	28,124	164	174
	平成27年度の収支差の精算	0	127	212
特別計上分（業務経費の別掲）	72	0	2	
	計	8,365,333	49,439	48,766
収支差	計	448,622	2,589	2,934
	全国平均分	448,622	2,622	3,030
	地域差分	0	▲ 34	▲ 96

収支差（地域差分）の保険料率換算【参考値】

➤ 平成31年度保険料率への影響

支部別収支差 (地域差分) (a) (百万円)	総報酬額 (29年度実績) (b) (百万円)	保険料率換算 (a)/(b)×100 (%)
▲ 34	514,201	▲ 0.01

(注)

1. 平成31年度の保険料率の算定においては、平成29年度の都道府県ごとの収支における収支差（地域差分）について精算する必要があります。当該収支差は、プラスの場合は収入に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出に加算します。

2. 平成31年度保険料率算定の際の精算に係る保険料率は、平成29年度の支部の収支差（地域差分）を平成31年度の総報酬額の見込額で除したものになるため、表中の保険料率換算（収支差（地域差分）を平成29年度の総報酬額の実績で除したもの）とは異なります。

※収支差についてはP2～4で説明

(注) 1. 年齢調整額、所得調整額、激変緩和のマイナスは、調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。

2. 債権回収は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。

3. 医療給付費は、東日本大震災及び熊本地震による窓口負担減免措置に伴う平成29年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。

4. (B1) は、健康保険法施行規則第135条の2の第2項第1号に基づき、東日本大震災に伴う平成27年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A) から控除するものである。また、(B2) は東日本大震災に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分（波及増分）を表す。

5. 「平成27年度の収支差の精算」は、平成27年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算（健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの）を表す。

6. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分（B2）が暫定値であるため、数値は今後変わりうる。

※熊本地震に伴う波及増分（B2）は対応を検討中。

2. 収支差の解釈（保険料率への影響）

収支差は見込みと実績の乖離によって生じるものであり、収支差が生じる要因は、**全国平均分と地域差分**に区分されます。

①全国平均分

○ 全国平均分がプラス（448,622百万円）となっているのは、適用した保険料率の全国平均（10.00%）が実績の全国の均衡保険料率（結果的にはこれだけあれば収支均衡したという保険料率）に比べて高く、剰余となったことを表しています。

○ 収支表における**島根支部の全国平均分の値（2,622百万円）は、この剰余が全国平均並にあったとした場合のもの**であって、平成29年度の剰余金が各支部に実際に割り当てられているわけではありません。

②地域差分

○ 平成29年度における収支差の地域差分は、翌々年度の平成31年度の都道府県単位保険料率の算定時に精算します。この場合、収支差の地域差分がプラスならば平成31年度の収入にその分が加算され（料率が下がる方向）、マイナスならばマイナスをとったものが支出に加算されます（料率が上がる方向）。

○ 参考として、平成29年度の地域差分の収支差に係る保険料率換算値を（**P 1 収支差（地域差分）の保険料率換算【参考値】**）で示しています。ただし、今回お示ししたものは平成29年度の総報酬額の実績で除して算出したものであり、平成31年度の保険料率算定時には平成31年度の総報酬額の見込値で除して保険料率を算定するため、今回お示しした値と異なる場合があることに留意が必要です。

- 地域差分は、**加入者1人当たり医療給付費の全国平均との差の実績が保険料率算定時の見込みから乖離した影響**を表しています。



○ ある年度（今回は平成29年度）の都道府県単位保険料率は、2年度前（平成27年度）の医療給付費、加入者数及び総報酬額の実績に基づいて算定しますが、仮に、A支部の加入者1人当たり医療給付費が全国平均より高かったとすると、その高いことを前提として当該年度の医療給付費が見込まれ、保険料率が計算されます。

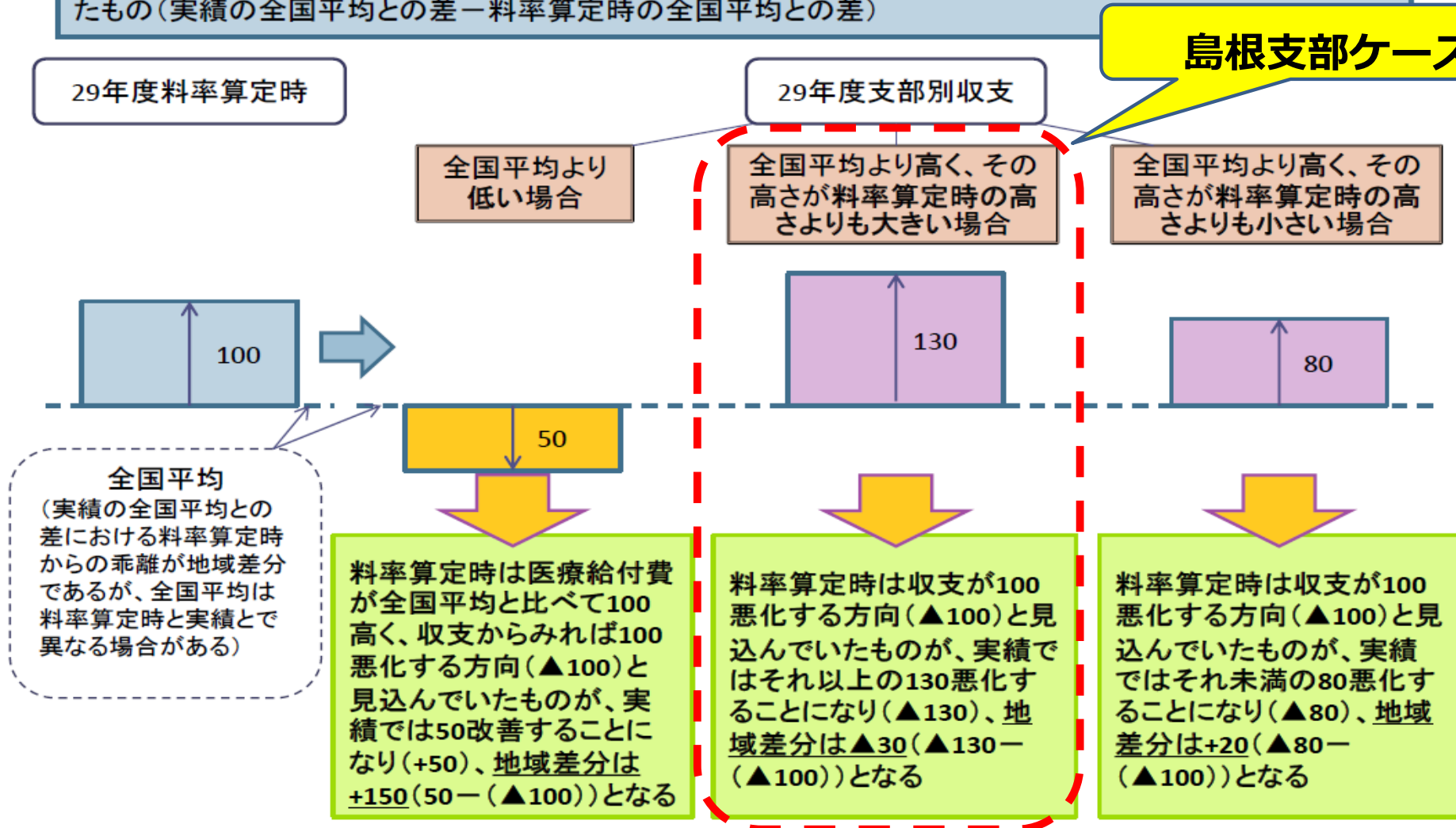
○ 決算において、A支部の加入者1人当たり医療給付費の全国平均からの高さが想定どおりであれば、地域差分はゼロになります。しかし、全国平均より高かった場合に、その高さが料率算定時の高さより低ければ、見込みより医療費が使われなかったため地域差分はプラスになり、逆に高さが料率算定時の高さより想定を超えてさらに高ければ、医療費が見込みより多く使われたためマイナスになります。全国平均より低かった場合は、地域差分はプラスになります。

※ P 4 : 「地域差分のイメージ」参照

～地域差分のイメージ～

(29年度料率算定時の加入者1人当たり医療給付費の見込みが全国平均よりも高い場合)

地域差分は、2年度前の実績の27年度の加入者数や医療給付費をもとにして見込んだある支部の29年度の加入者1人当たり医療給付費において、全国平均と比べて高いとされた差が実績でどう変化したかを表したもの(実績の全国平均との差－料率算定時の全国平均との差)



3. (参考) 過去5年間の島根支部収支

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
収入 (計)	49,323	49,835	51,320	50,836	51,700	52,027
支出 (計)	47,106	48,735	49,096	50,680	48,766	49,439
収支差①	2,217	1,100	2,224	156	2,934	2,589
全国平均分②	2,241	1,239	2,437	283	3,030	2,622
地域差分 (① - ②)	▲ 24	▲ 138	▲ 212	▲ 127	▲ 96	▲ 34
医療給付費等地域差分	▲ 24	▲ 88	▲ 88	▲ 127	▲ 96	▲ 34
保険料率凍結時の要精算分	—	▲ 50	▲ 125	—	—	—

(注)

1. 「医療給付費等地域差分」とは、加入者1人当たり医療給付費（全国平均との差分）の実績が保険料率算定時の見込みから乖離した影響を表す。
2. 平成25年度、平成26年度地域差分の内訳にある「保険料率凍結時の要精算分」とは、各年度の都道府県単位保険料率の凍結に際し、料率凍結のために配分した準備金取崩し額と準備金取崩し総額を料率算定時の総報酬で案分した額との差額である。
3. 端数計算により各数値の合計が一致しないことがある。